

補助対象とならない場合（例）

次のいずれかに1つでも該当する場合は補助金の対象となりません。

○補助金申請者

- (1) 過去において本町から同じ内容の補助金を受けた方。（※過去に太陽光発電設備の補助金を受けた後、高効率給湯器の補助金を受けることは可能、又その逆も可能。）
- (2) 町民でない方又は町民となることが確実でない方。（※申請時に町民でなくても、実績報告時に町内の設備を設置する住宅に居住し、住民登録が済んでいれば補助金を受けることは可能。）
- (3) 法人及び個人事業者。
- (4) 世帯員のいずれかに町税等の滞納がある方。
- (5) 当該年度中に、工事が完成する見込みがない方、又は建物の引渡を受ける見込みがない方。
- (6) 補助対象設備が設置された居住実績のある建売住宅（中古住宅）を購入された方。

○太陽光発電設備

- (1) 太陽光発電設備の増設となる設備。（※過去に電力受給を開始した設備に対して増設する設備。）
- (2) 太陽電池モジュールの公称最大出力が10キロワット以上となる設備。（※パワーコンディショナで10キロワット未満に制限をかけた場合でも補助対象とならない。）
- (3) 太陽電池モジュールの公称最大出力が1キロワット未満の小規模の設備。
- (4) 移設したもの。（※他の場所から移設して現在の場所に設置したもの。）
- (5) 日本工業規格等で認められていないもの。
- (6) 集会所等、申請者本人が居住していない建物へ設置するもの。
- (7) 申請者自らが居住せず、賃貸、販売等営利目的で住宅用太陽光発電設備を設置する場合。
- (8) 別荘など一時的に使用する住宅に住宅用太陽光発電設備を設置する場合。
- (9) 申請者自ら居住する住宅に電力を供給する目的以外で、住宅用太陽光発電設備を設置する場合。
- (10) いわゆる「屋根貸し」等に該当する、固定価格買取制度（全量買取制度）の適用を受けるもの。

○高効率給湯器

- (1) 移設したもの。（※他の場所から移設して現在の場所に設置したもの。）
- (2) 集会所等、申請者本人が居住していない建物へ設置するもの。
- (3) 申請者自らが居住せず、賃貸、販売等営利目的で高効率給湯器を設置する場合。
- (4) 別荘など一時的に使用する住宅に高効率給湯器を設置する場合。
- (5) 申請者自ら居住する住宅に給湯する目的以外で、高効率給湯器を設置する場合。

○工事契約及び代金支払いの形態

- (1) 補助金申請者、工事契約者、代金支払者、電力受給契約者が、全て同一の個人でない場合。
- (2) 法人及び個人事業者が工事契約し、代金を支払い、又は電力受給契約をする場合。
- (3) 自己契約の場合。（※申請者自身が申請者自身と工事契約し代金支払いをする契約。）